

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十四号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四百八の項中「第四条第二項又は第三項」を「第四条第三項又は第五項」に、「一万九千三百円」を「二万四千四百円」に改める。

別表第二の九の項中「一万七千九百円」を「一万八千五百円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年三月一日から施行する。

（経過措置）

2 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第三項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であって、この条例の施行の日前に知事が行う二級建築士試験に合格したもの（沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百十五号）第百条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格したものに對するこの条例による改正後の奈良県手数料条例別表第一の四百八の項の規定の適用については、同項中「二万四千四百円」とあるのは、「一万九千三百円」とする。